

(仮称)利根町自治基本条例

国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力について(素案)、

条例の見直しについて(素案)

(国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第〇条 町は、公共サービスの向上及び共通する課題の解決のため、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めます。

---

(条例の見直し)

第〇条 町は、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ、この条例の見直しを行います。